

1. 件名：運転上の制限の逸脱に係る報告の事業者回答について
2. 日時：令和2年7月1日 10時30分～11時00分
3. 場所：原子力規制庁、原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）
ほか（テレビ会議システムにより実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部検査グループ
 実用炉監視部門 吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、久光上級
 原子炉解析専門官、鈴木管理官補佐、東原子力規制専門
 員
東京電力ホールディングス株式会社
 原子力運営管理部 運転管理グループ 副長
中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 主任
関西電力株式会社 原子力事業本部 発電グループ リーダー
ATENA 副長

5. 要旨

- (1) ATENAから、令和2年5月28日の面談で原子力規制庁から提案した実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づく運転上の制限を逸脱した際の報告様式の統一について、事業者間で検討した結果を資料に基づき意見の説明があった。主な説明は、以下のとおり。
 - 報告項目は、「事象発生場所」、「運転上の制限を逸脱した日時」、「保安規定の条項」、「事象の概要」とし、自治体説明又は各社のプレス資料等の内容との整合を図りたい。
 - 報告様式は各社と関係自治体等との調整を踏まえた様式としたい。特段制約が無い場合は、提示された様式を参考として活用したい。
 - 運用は、各社準備が整い次第（7月上旬目途）開始したい。
- (2) 原子力規制庁より、事業者から提案のあった報告内容については、運転上の制限の逸脱の全容が把握できればよく、当面は当該報告内容で運用することで了解である旨を回答した。なお、記載に際しては、公表されることから分かり易い工夫をすることを依頼するとともに、運用後、半年程度を目途にその状況について意見交換し、必要に応じて継続的に改善したい旨提案した。ATENAより了解した旨回答があった。

6. 面談資料

資料1：運転上の制限の逸脱に係る報告について（回答）